

東織厚基発第 36 号  
平成 23 年 2 月 23 日

設立事業所事業主殿

東京織物厚生年金基金  
理事長 上達 征次  
(公印省略)

平成 21 年度の年金財政決算と財政再計算対応について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当基金の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年度の年金財政決算と財政再計算の対応については、機関誌「東織・ねんきん第 90 号」(2011 年 2 月) すでにご報告のとおりですが、平成 23 年 4 月分の基金の掛金(平成 23 年 5 月納入分) から掛金の引上げが行われることとなりますので、お知らせ申し上げます。

#### 1. 年金財政決算結果について

平成 21 年度の年金財政決算は、平成 22 年 9 月 27 日開催の第 114 回代議員会で承認されました。

年金経理の決算概要については、平成 21 年度の年金資産運用結果が時間加重収益率 18.66%であったことによる運用収益と継続基準の財政検証により 1 年 9 カ月の期ズレを解消した結果、最低責任準備金の金額が平成 20 年度 660 億 5600 万円から平成 21 年度 553 億 4100 万円に減少して当年度剰余金が 148 億 2800 万円という決算になりました。

したがって、平成 20 年度からの繰越不足金 247 億 600 万円と変更計算の繰越不足金処理金 24 億 8200 万円を差し引いた後の平成 21 年度の繰越不足金である 222 億 2400 万円については、当年度剰余金が 148 億 2800 万円となったため、不足金を解消するま

では至りませんでした。次年度に繰り越す不足金を73億9600万円まで圧縮させることができました。

## 2. 財政再計算の対応について

毎年の財政決算とは別に平成21年度は、5年に一度の財政再計算の時期に当たりません。財政再計算は、平成22年3月31日を基準日として、給付と負担の将来見直しを見直す作業をして年金財政の健全化を図る目的で行われます。

財政再計算を行った結果、予定死亡率、予定脱退率、予定新規加入員等の基礎率の変動によって、加算年金を支給するための掛金である加算標準掛金率を現行1000分の5から1000分の6へ、1000分の1掛金率を引上げる必要が出てきました。

また、財政再計算では、年金経理の不足金については、全額解消しなければならないことになっており、平成21年度の繰越不足金73億9600万円を掛金手当する必要が出てきました。

財政再計算の対応については、平成22年10月27日開催の第115回代議員会で審議され、平成23年4月1日より加算標準掛金率を現行1000分の5から1000分の6へ1000分の1掛金率を引上げることに決定されました。

平成21年度の繰越不足金73億9600万円の解消については、現在のところ加算特別掛金を1000分の30の掛金率で事業主様にご負担いただいているところですが、掛金率については、さらなる引き上げは現実的ではないこと等の事由により、掛金率の引き上げはしないで、加算特別掛金は1000分の30のままの掛金率で償却期間を11年5カ月延長して対応することに決定されました。(償却期間は平成28年9月までを平成40年2月までに延長)

事業主の皆様におかれましては、諸般の事情ご賢察いただき何卒ご理解ご協力の程をお願い申し上げます。

敬具

年金経理 平成21年度財政決算 損益計算書のイメージ

21.4.1～22.3.31

(百万円)

給付費	6,457	掛金収入	2,785
		受換金	5
		政府負担金	387
移換金	173	運用収益	9,239
離婚分割移換金	20		
拠出金	1		
運用報酬等	234		
業務委託費	49		
指定年金数理人費	1	給付債務減少額	10,733
繰越不足金処理金	2,483		
当年度剰余金	14,828		
		未償却過去勤務債務増加額	1,097
計	24,246	計	24,246

年金経理 平成21年度財政決算 貸借対照表のイメージ

22.3.31 現在

(百万円)

流動資産	716	流動負債	142
		支払備金	1,714
		数理債務	13,535
固定資産	57,166		
		最低責任準備金 (継続基準)	55,341
未償却過去勤務債務残高	5,454		
繰越不足金	22,224		
		当年度剰余金	14,828
計	85,560	計	85,560

繰越不足金 22,224 - 当年度剰余金 14,828 = 7,396

財政再計算後の貸借対照表のイメージ

22.3.31 基準

(百万円)

流動資産	7 1 6	流動負債	1 4 2
		支払備金	1, 7 1 4
		数理債務	1 3, 1 9 4
固定資産	5 7, 1 6 6	最低責任準備金 (継続基準)	5 5, 3 4 1
未償却過去勤務債務残高	1 2, 5 0 9		
計	7 0, 3 9 1	計	7 0, 3 9 1

繰越不足金 0

別途積立金 0

平成 23 年 4 月分以降の基金の掛金（平成 23 年 5 月納入分）について

給与から納付の平成 23 年 3 月分（平成 23 年 4 月納付分）までの掛金率  
（現行）

(%)

加入員負担掛金		事業主負担掛金	
基本標準掛金	19.5	基本標準掛金	19.5
		加算標準掛金	5.0
		加算特別掛金	30.0
		事務費掛金	2.5
		計	57.0

給与から納付の平成 23 年 4 月分（平成 23 年 5 月納入分）以降の掛金率  
（変更後）

(%)

加入員負担掛金		事業主負担掛金	
基本標準掛金	19.5	基本標準掛金	19.5
		加算標準掛金	6.0
		加算特別掛金	30.0
		事務費掛金	2.5
		計	58.0